

2017年
(平成29年)

4月号

なら

通巻359号

労働時報

CONTENTS

○ご存じですか?労働委員会	1
○社員・シャインな職場訪問記⑪	2
○社員・シャインな職場訪問記⑫	3
○社員・シャイン職場づくり推進表彰企業決定	4
○中小企業退職金共済制度	4
○働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動	5
○労務改善Q&A	6
○奈良県の労働経済主要指標	6

地域就職支援センター

ハローワークのスタッフがおり、求人情報の閲覧・仕事の相談・紹介が可能です。

◆奈良県地域就職支援センター(奈良市)

☎0742-25-3708

月～金 8時30分～17時

奈良市西木辻町93-6 エルトピア奈良1階

◆大和高田地域就職支援センター(大和高田市)

☎0745-41-8609

月～金 8時30分～17時

大和高田市幸町2-33 奈良県産業会館3階

労働相談ダイヤル

◆奈良県雇用政策課

☎0120-450-355

月～金 9時～18時

対面相談は水曜日に開催しています

※対面相談場所はHPで確認してください
<http://www.pref.nara.jp/21272.htm>

◆エルトピア奈良(奈良労働会館)

☎0742-26-6900

第1・第3土 13時～17時

◆エルトピア中和(中和労働会館)

☎0745-22-6631

第2・第4土 13時～17時

奈良県労働委員会

労働者と使用者の紛争解決のための「あっせん」を行っています。

☎0742-20-4431 月～金 8時30分～17時

※平成27年度から、労働委員会委員による労働相談会を毎月開催しています。

しごと相談ダイヤル

しごとや職業訓練などの情報を提供しています。

◆奈良しごとセンター(エルトピア奈良1階) ☎0742-23-5730 月～土9時～17時

◆高田しごとセンター(奈良県産業会館3階) ☎0745-24-2010 月～土9時～17時

☆ご存じですか?労働委員会☆

労使のトラブル解決のお手伝いをします。

奈良県労働委員会

労働者又は労働組合と使用者との間の問題について、当事者による自主的な解決が困難になった場合に、公平な第三者として紛争解決のお手伝いをするのが労働委員会です。

解決の方法として「労働争議の調整」「個別労働関係紛争のあっせん」「不当労働行為の審査」等を行っています。

☆労働委員会委員による労働相談会を毎月開催します。

開催日時・場所	
平成29年4月13日(木)	10月12日(木)
5月11日(木)	11月9日(木)
6月8日(木)	12月14日(木)
7月13日(木)	平成30年1月25日(木)
8月24日(木)	2月8日(木)
9月14日(木)	3月8日(木)

<時間> 午後3時～4時
<場所> 奈良市法蓮町757
奈良県奈良総合庁舎内2階会議室

概要:労働者側、使用者側と中立の立場の3名の労働委員会委員が相談員となって、労働条件その他労働関係に関する相談(募集採用などの相談は対象外)をお受けします。

一人30分程度です。

費用:無料

対象:県内在住または在勤の労働者及び事業主
申込み:予約制(相談日の前日16:30まで)
下記へお問い合わせください。

奈良県労働委員会事務局

〒630-8113 奈良市法蓮町757

奈良県奈良総合庁舎内

電話番号 0742-20-4431(直通)

なお、労働相談については、各中小企業労働相談所(労働相談ダイヤル)でも受け付けています。

社員・シャインな職場訪問記③

平成27年度表彰企業のご紹介も今号が最後となりました。
平成27年度奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業若年者雇用推進部門表彰を受けられた
社会福祉法人功有会様。昭和61年の創業以来、
老人ホーム、ケアハウス、デイサービスなど幅広く
展開する同社の取り組みを、介護老人福祉施設
「大和園平和」の園長、松本憲旺さんに伺いました。



社会福祉法人功有会

事業内容: 医療・福祉
所在地: 奈良県北葛城郡広陵町三吉169
TEL: 0745-55-5383
URL: <http://www.yamatoen.or.jp/>



新卒採用が難しいといわれる福祉業界において、ここ3年間で計32名の新卒者(大学)を採用。
何か新たな取り組みをされているのでしょうか。

私どもは現在、県内に7つの施設をもっています。かつては採用は各施設長が担当してきましたが、この2~3年でさまざまな社内変革を行い、一昨年には「人財育成部」という採用専門の部署を設置。そこからの提案により、大学生に就業体験の場を提供するインターンシップも取り入れました。新卒採用に向けて県内の大学に足を運び、積極的に声かけを行っています。福祉の仕事を理解してもらうため、就職フェアにも参加しています。学生さんと直接ふれ合うことのできる、貴重な機会です。新しい部署の取り組みが少しずつ実り、幅広い学部から来てもらえてるのは非常に有難いですね。また、専任スタッフが常駐することで組織全体を見渡すことができ、職員の異動もスムーズになりました。異なる施設で新たな経験を積むことが、自身のステップアップにつながっていくと思います。

資格取得のためのフォローアップ体制も充実していると伺いました。

国家資格である「介護福祉士」を受けるための実務者研修は、その研修費を補助しています。また、初任者研修(旧:ホームヘルパー2級)は私どもで実施していますので、職員なら無料で学ぶことができます。たとえ一からのスタートであったとしても、実務経験を積んでいくうちに確実にスキルは身につくもの。その過程で「資格をとろう!」という目標が自然と芽生えてくるようで、嬉しいですね。資格はもちろん大切ですが、それよりもやっぱり「人」。きちんと相手の目を見ながら伝え、じっくりと耳を傾けられる人であってほしい。現場での研修は実務とあわせて、人としての教育にも力を入れています。



人財育成部のスタッフ2名も含め、全職員の約8割が女性。
長く勤める方が多いそうですね。

7施設のうち、5つの施設長が女性です。結婚、出産、そして育休を経て、子どもさんを保育園に預けながら正社員のまま続ける…というスタイルもごく普通ですね。20年とか、長く活躍される方も多い。育児と仕事の両立を、これからも全力で応援していきます。たとえば、夜勤はできないけれど優秀な人がいれば准社員に。給与面で大きな格差があるわけではなく、社会保険も完備しています。年に1回は面談を行い、本人の希望があれば准社員から正社員への道も開けます。もちろん、パートから准社員というステップアップも可能です。やっぱり、人材=人財。人がすべてであり、大切な宝だと思っています。今後の目標は、新卒採用に関しては、ぜひ高校生にも来ていただきたいですね。そのためには、まずは業界全体のイメージアップが必須だと切に感じています。施設としては「利用者が利用者を呼ぶ」、いわば口コミで支持される存在でありたい。大きな施設ではないので出来ることに限りはありますが、何事にも真摯な気持ちで取り組んで行きたいと思っています。





社員・シャインな職場訪問記③2



平成27年度奈良県社員・シャイン職場づくり
推進表彰でテレワーク推進部門表彰を受けられた
株式会社イベント21様。

「you happy, we happy!」を経営理念に掲げ、時短や
在宅勤務など、柔軟な雇用体制を取り入れる同社の取り
組みを、代表取締役社長の中野愛一郎さんに伺いました。



株式会社イベント21

事業内容：サービス業
所在地：奈良県香芝市藤山1-3-15
TEL: 0745-77-6882
URL: <http://event21.co.jp/>



「パートナー」とよばれる時短勤務の女性が数多く活躍されていると伺いました。

ここ10年くらい、有難いことに業績は伸びているものの、なかなか採用面では思うようにいきませんでした。ある時、ふと「家庭に優秀な女性がいる！」と気づいたんです。社内でいろいろ知恵を出し合い、1日3時間からの勤務でOKという「時短勤務」の制度が誕生しました。パートナーさんとよばれる彼女たちは、若いママさんが中心。子どもの発熱などによる急な休みも可、学校行事なども積極的に参加してくださいというスタンスが受け入れられ、ママ友つながりでどんどん仲間が増えています。具体的な仕事としては、経理やデータ入力、イベントに使う備品類の日々のメンテナンス(洗濯・アイロン)、発送作業など。もともと社員がやっていた仕事を細分化し、それらを束ね、部分的にパートナーさん達に担ってもらっています。たとえ急なキャンセルがあったとしても、代わりに手を挙げてくれる人がいる。持ちつ持たれつ、お互いにフォローしあえる環境だから6年も続いていると思います。

**ホームページの更新など、
在宅勤務の方もいらっしゃるんですね。**

時短勤務が軌道に乗り出した頃、介護や通院などの事情により「自宅で勤務できたら」という声が。会社として自然な流れだったのでしょうね。ほぼ100%自宅で作業する在宅勤務者は現在2名。今の時代、メール、電話、それから、チャットやSkypeもある。ちょっとした疑問などにもリアルタイムで対応できるから、結果的にお互いWINWINなんです。総務の在宅勤務も始まっています。もともと社員だった女性が家庭の事情で続けることが困難になり、でも辞めたくない、ということで。では、出社しなくても機能できる総務をつくろう！と、みんなで考えました。「新しいことにチャレンジする」が社風ですから、不安はありませんでした。先を見据えてのスケジュール・タスク管理や調整、議事録の共有など、自宅にいながら大いに活躍してもらいます。

地域のイベントも積極的に開催されているようですね。

常日頃から「いろんな人と関わっていきたい」と思っており、地域全体を巻き込んだお祭りやイベントは、大いに盛り上がります。スタッフだけでなく、そのご家族、地域の方々とも交流を深められる楽しいひととき。毎年、お子さんの成長を感じられるのも嬉しいです。おもにイベントの運営、管理、備品のレンタルや設営などを行う毎日ですが、たくさんの方から「ありがとう」と言ってもらえるのがこの仕事の醍醐味です。新卒採用に関しては7年前にスタートし、ここ数年は本格的に取り組み、今年は18名採用しています。若いパワーこそ、まさに次世代の宝。これからは地域をより良くしてくれるリーダーを育んでいきたいですね。「you happy, we happy!」で、私たち・お客様、そして、地域や社会全体、みんながハッピーであってほしい。多様性を大事にしながら、関わってくれたすべての人々を輝かせる、そんな存在でありたいと願っています。



平成28年度奈良県社員・シャイン職場づくり 推進表彰企業が決まりました!!

【仕事と家庭の両立推進部門】 株式会社 JTB西日本

表彰式の模様は、次号でご紹介します。

事業主さん

国がバックアップする
退職金制度があること、
ご存知ですか

それが、

中小企業退職金共済制度

1. 国の制度だから安心

しかも掛金の一部を国が助成します。

まず、特長はこの3つ

2. 社外積立てラクラク管理

社外積立てなので手間がかかりません。

3. 掛金は全額非課税で有利

手数料もかかりません。

さらに

パートタイマーさんや
家族従業員も加入できます。

*他の退職金・企集年金制度等とのポータビリティも可能です。



詳しくは
ホームページで
中退共 検索

お問合せもお気軽に



(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211

働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動

厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るために、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。

これらの業種で効果的な労働災害防止対策をすすめるためには、多くの店舗を展開する企業本社、複数の社会福祉施設を展開する法人本部が主導して、店舗、施設の労働安全衛生について全社的に取り組むことが重要です。

主な取組事項の概要

本社・本部

- ・全社的な労働災害発生状況の把握・分析
- ・安全衛生方針の表明
- ・作業マニュアルの作成
- ・店舗・施設の安全衛生活動の推進
- ・店舗・施設への安全衛生担当者の配置確認など

店舗・施設

- ・4S(整理・整頓・清掃・清潔)(活動 災害の原因を取り除く)
- ・KY(危険予知)活動(潜んでいる危険を見つける)
- ・危険の「見える化」(危険を周知する)
- ・従業員への安全衛生教育
- ・安全推進者の配置など

増加する小売業、社会福祉施設、飲食店での労働災害



※休業4日以上の死傷労働災害件数(11月末現在速報値)、点線は第12次労働災害防止計画における目標値

小売業、社会福祉施設、飲食店で多い労働災害

転 倒	急な動き・無理な動き	墜落・転落	その他の
「急いでいるときや、両手で荷物を抱えているときなどに、放置された荷物や台車につまずく」「濡れた床で滑る」など	「重いものを無理な姿勢で持ち上げたり、移動させたりするとき、介護で利用者を持ち上げるときなどに、ぎっくり腰になる、筋を痛める、くじく」など	「脚立や、はしごなどの上でバランスを崩す」「階段で足が滑る」など	「やけどをした」、「刃物で手を切った」、「交通事故にあった」、「通路でぶつかった」など

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

こちらも
ご覧ください

●安全・衛生に関する主な制度・施策紹介

安全・衛生

検索

●安全衛生関係のパンフレット一覧

安全パンフ

検索

労務改善 Q&A

Q

先日、職場の先輩が妊娠したことを上司に報告したところ、育児休業などをとらなければいけないようなら、退職するように勧められ翌月自主退社されました。

私は結婚、出産後もこの職場で働き続けたいと考えていますが、辞めなければいけなくなるのでしょうか。

A

妊娠・出産、産前産後の休業や育児休業の申し出・取得などを理由とする退職強要、解雇、降格、契約の更新拒否などは法律で禁じられています。(男女雇用機会均等法、育児・介護休業法)

妊娠・出産の場合、出産前6週間(双子以上の場合は14週間)は休業でき、会社は出産後8週間は就業させてはいけません。

また、会社は妊娠婦検診の時間の確保や医師からの作業の制限などの指導を労働者が守る事ができるよう、措置を講じなくてはなりません。

育児休業は原則として子どもが1歳(一定の条件を満たした場合は1歳6か月)になるまで男女とも取得可能です。両親がともに取得する場合は1歳2か月に達するまでの1年間取得することが可能です。一定の範囲の期間雇用者も対象になります。

介護では対象家族1人につき、3回を上限として最長で通算93日間介護休業を分割取得できます。(常時介護を必要とする状態ごとに1回取得できます)

質問者様のお勤めの会社の現状はいかがでしょうか。

仕事と子育てや介護との両立で困ったときは、総合労動相談コーナーや都道府県労働局雇用機会均等室に相談してみましょう。

これってあり?~まんが知って役立つ労働法Q&A~

(厚生労働省)<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou/>

奈良県の労働経済主要指標

<労働者の動き(新規求人倍率、有効求人倍率は季節調整値)>

	人 口 (年度は10月1日)	新規求職数	新規求人數	新規求人倍率	有効求職数	有効求人數	有効求人倍率 <()内は全国値>
平成25年度	1,383,549	62,400	83,829	1.34	270,251	226,474	0.84 (0.97)
26年度	1,376,466	60,541	82,362	1.36	253,048	225,223	0.89 (1.11)
27年度	1,369,362	58,675	92,815	1.58	24,184	253,703	1.04 (1.23)
平成28年8月	1,358,632	4,497	7,714	1.67	19,671	21,792	1.11 (1.37)
9月	1,358,060	4,366	7,853	1.92	19,587	22,265	1.13 (1.38)
10月	1,356,950	4,367	8,869	1.84	19,200	22,754	1.18 (1.40)
11月	1,356,362	3,933	8,439	1.88	18,312	23,526	1.22 (1.41)
12月	1,355,977	3,152	7,229	1.85	16,884	22,901	1.24 (1.43)
平成29年1月	1,355,413	4,813	9,071	1.91	17,558	23,416	1.22 (1.43)

(奈良労働局主要統計・指標より)

<賃金・労働時間の動き(年平均、月平均 事業所規模5人以上)>

	賃 金 (円)	労 働 時 間 (時間)			
		現金給与総額	きまつて支給する給与	総実労働時間	所定外労働時間
平成25年	261,524	222,481		137.1	8.2
26年	264,538	223,388		136.4	8.1
27年	262,762	224,887		134.4	7.3
平成28年7月	327,930	228,224		138.2	7.6
8月	234,046	226,449		134.1	7.1
9月	227,397	225,447		137.1	7.6
10月	229,638	228,021		133.7	7.8
11月	230,714	225,930		135.9	8.0
12月	456,962	226,441		135.8	8.7

(毎月労働統計調査地方調査より)

なら労働時報 通巻359号 平成29年4月1日発行

発行 奈良県産業・雇用振興部雇用政策課 ☎630-8501 奈良市登大路町30

電話 0742-27-8828 FAX 0742-27-2319 <http://www.pref.nara.jp/1664.htm>